

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため、安定的かつ持続的成長の実現に努めており、過剰な防衛策の導入は株主利益を損ねる可能性があると考え、現状では防衛策の導入には至っておりません。しかし、当社株式を大量に取得しようとする者の出現等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、法令・定款で許容される範囲内において適切な措置を講ずることを基本方針といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、以下の14原則については業務効率、資本効率や当社事業上の特性から、実施することが必ずしも当社及び当社のステークホルダーの皆様にとって最適ではないと考えているもの、あるいは一定の取り組みは行っているものの、さらなる検証と対応が必要であるもの、また、当社において来期よりコーポレートガバナンス・コードに沿った形で実施することは決定しているものの、今期既にコーポレートガバナンス・コードに沿わない形で行ったものについても「実施していない」と捉え、開示しています。

【補充原則1—2—4.】

当社の外国法人等の持株比率は2020年3月末日現在で、1.5%と僅少であるため、業務効率等を考慮して、招集通知の英訳については実施していません。20%を超えた時点で検討いたします。議決権電子行使プラットフォームについても同様の方針です。

【補充原則1—2—5.】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

【原則1—4.】

投資目的以外の目的で保有する株式に関する具体的な検証内容については開示しておりませんが、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式は保有していく方針です。同株式の買い増しや処分等の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

さらに、政策的保有の意義や当初予定していた目的・効果が発揮されているか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、取締役会において年に1度継続的にモニタリングしていきます。

検討の結果、保有することが適当でないと判断した場合、相手方の理解を得ながら売却・縮減を図っていくことと致します。

また、同株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案して行っています。

【原則1—4—1.】

政策保有株主より当社株式の売却の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより当社が売却を妨げることはありません。ただし、業務上の提携を目的とした政策保有株主より、当社株式の売却意向が示された場合には、経済合理性に基づいた提携関係の見直しに関する協議が必要になるものと認識しております。

【原則1—4—2.】

政策保有株主との取引について取締役会での定期的な検証は行っておりませんが、個々の取引に当たっては、業績目標をもつ各決裁権限者が、政策保有株主であるかに関わらず、経済合理性に基づき判断しております。

【原則2—6.】

当社は、独自の年金制度としては、確定拠出型年金のみであるため、本原則の対象外と考えております。

【補充原則3—2—1(i)】

(i) 外部会計監査人については、その監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。今後、外部団体のガイドラインを参照する等して、監査等委員会にて協議・決定する予定です。

【補充原則4—1—2.】

当社の業績は、当社子会社、日本コンベヤ株式会社の業績に大きく左右されます。同社の主要な事業であるコンベヤ関連事業は、案件1つの受注・失注により業績が大きく左右され、また案件によっては受注から納入までに1～5年という非常に長い期間を要する事業です。また、納入先も大規模な工事現場や鉱山等、収益化に比較的時間を有します。こうしたリスクの高い事業上の特性から、中長期の経営計画を立案することは、株主の皆様にとって必要かつ過大なリスク負担を強いることになり、かえって的確な投資判断を損なう恐れがあるものと考えています。このため当社は、経営計画は単年度の策定としています。今後は株主の皆様との建設的な対話に向けた共通認識を形成するため、経営計画及びその達成状況について開示していきたいと考えています。

【補充原則4—1—3.】

当社では現在のところ最高経営責任者の後継者計画の策定・運用・監督には、取締役会は主体的には関与していませんが、当該目的のため、後継者候補である経営幹部と常勤取締役に対し、経営課題に対する意見具申を求めたうえでイントラネットを通じて全員で議論を行うという研修を常時行っております。これらのプロセスを通じて、次期経営責任者としてふさわしい人物が、客観的かつ透明性をもって選出されるコンセンサスが醸成されていくと考えております。

【補充原則4—3—2.】

CEOの選解任について、当社では、独立した諮問委員会は設置していませんが、取締役8名中5名を社外取締役が占める取締役会により客観

性を担保しながら慎重に検討して決定しております。

【補充原則4-3-3.】

CEOの解任について、具体的な業績基準などは策定していませんが、会社業績等を踏まえCEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合には、取締役会にてすみやかに解任手続きを行います。

【補充原則4-10-1.】

当社では、指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役の指名にあたっては、社外取締役のみで構成する監査等委員会の判断を仰ぐこととしております。また、その他指名・報酬などを含む重要な事項に関して検討する取締役会は、取締役8名中5名を社外取締役とするなど社外取締役の適切な関与・助言が反映されやすい構成としており、独立性・客観性が十分確保されていると考えております。

【補充原則4-11-3.】

取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含めて検討してまいります。

【原則5-2.】

当社は毎年、経営計画を策定し、当期の売上高、営業利益及び1株当たり当期純利益等の予想値を、決算短信で開示しています。予想値について、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、業績予想の修正の適時開示を行っています。これを超える経営資源の配分計画などより具体的な計画を定期的には開示するに至っておりませんが、株主の皆様との有益な対話のベースとしての情報提供を積極的に行うことで、よりわかりやすい情報開示に取り組んでまいり所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1-7.】(関係当事者間の取引)

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との関連当事者取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。当社取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。なお、関連当事者取引に該当する取引、及び判断が困難な場合の取引を行う際は、事前に必ず取締役会で審議・決議することを当社規程に定め、かつ、年に1度、各取締役について関連当事者取引の状況についてヒアリングを行っています。

【原則3-1.】(情報開示の充実)

(i) 経営の見通しや対処すべき課題については、決算短信等にて開示しています。

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

(iii) 役員の報酬決定にあたっては、経営に対する責任の大きさ、培った豊富な経験、知見、専門知識、洞察力等を活用した職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、当社業績への寄与等、その達成状況も加味して報酬を支払うこととしています。

(iv) 社内の人材から役員を指名する際には、知識、複数の部門における実務経験等の要素を勘案し、取締役会で選任または指名を行っています。社外の人材を役員に招聘するにあたっては、その独立性、特定の分野における専門性を勘案しています。また監査等委員となる取締役については、監査等委員会の同意を基に、株主総会に付議しています。なお、全ての取締役の指名に際して、株主総会の付議に先立って、取締役会に付議され、決議されています。

また、取締役が法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会は、当該取締役の役位の解職その他の処分を行うこと、あるいは株主総会に対する解任議案の提出について、社外取締役のみで構成する監査等委員会の事前同意を求めた上で、取締役会にて審議・決定します。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、平成28年度第1回定時株主総会より、株主総会招集通知等に記載しております。

【補充原則4-1-1.】(経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会は、取締役会規定に従い、経営の意思決定・監督・その意思決定に基づく業務執行・法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。取締役会の結果は、経営幹部に報告され、具体的な課題・問題を迅速に察知・対応できる仕組みとしています。各子会社における担当取締役が選任され、取締役会で決定された事業計画に基づき、各子会社における施策の決定や業務遂行を行っています。

【原則4-8.】(独立社外取締役の有効な活用)

当社の社外取締役は5名であり、そのうち4名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。当社の事業規模の拡大に応じて、増員が必要となった時はその都度検討いたします。

【原則4-9.】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準を満たす候補者を選定しています。

また、各独立社外取締役を選定した基準は、株主総会招集通知等に記載し、開示しております。

【補充原則4-11-1.】(取締役会の全体としてのバランス・多様性・規模に関する考え方)

当社の取締役会は、取締役5名、監査等委員3名の規模で構成しています。監査等委員は過半数を社外取締役とすることを基本的な考え方としており、この方針に基づき、監査等委員3名全員を社外取締役としています。また、このうち2名を東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

また、監査等委員でない取締役5名のうち2名を社外取締役としており、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

業務執行取締役は、知識、実務経験等の要素を勘案し、選任しています。

社外取締役は、性別を問わず、社外役員の独立性基準に基づき選任しています。社外取締役は公認会計士、弁護士、各監督官庁の経験者、コンサルタント、他社の取締役の経験等の高い専門性を有する人材を選任するなどして、財務会計・法務に関する知識を有するとともに、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督の立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しています。

これにより、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえ、客観性・透明性を確保した議論が可能となっていると認識しています。

【補充原則4-11-2.】(取締役の兼任状況)

社外取締役である監査等委員の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。また、取締役8名のうち3名は当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しています。他の業務執行取締役は取締役の業務に専念できる体制となっています。

【補充原則4-14-2.】(取締役に対するトレーニングの方針)

当社では、各々の専門分野について十分な知見を有した取締役が、その経験・見識に基づき、多様な立場からの意見を発信しつつ業務を執行しています。現在のところ、全ての業務執行取締役に対して、就任時にその責務等に関するトレーニング及び当社業務に関する研修を実施しています。また、上記補充原則4-1-3に記載の研修を常時行っております。なお、各取締役からトレーニング要望があった場合には、当社の費用負担のもとで速やかに適切なトレーニングを実施することとしています。

【原則5-1.】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、株主との対話(面談)の対応は、管理本部にて行っています。面談にあたっては、原則として管理本部長が対応し、必要に応じてIR担

当役員、グループ会社の管理担当役員、または当社代表取締役社長が対応しています。
管理本部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けています。取材及び株主との対話に際しては、内部者取引に関する当社規程に基づきインサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊栄実業株式会社	318,620	5.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	292,500	4.64
NCホールディングス取引先持株会	159,600	2.53
シグマトロン株式会社	156,040	2.47
MUTOHホールディングス株式会社	152,040	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	134,300	2.13
インターネットウェア株式会社	129,400	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	123,800	1.96
株式会社みずほ銀行	119,600	1.89
株式会社テクノ・セブン	116,700	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

当社は、議決権33.5%(間接保有割合を含む)を保有するTCSホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結しております。当該会社とは人的関係について、当社の取締役2名の内1名が当該会社の取締役を、もう1名が当該会社の使用人を兼任しております。

当該会社等の企業グループとは、当社グループの事業展開での協業体制をとるなど密接な関係を維持しております。人材派遣関連事業においては、規制緩和に当該会社企業グループとともに対応し、ノウハウ構築による事業基盤の充実、拡大を図っております。なお、当社グループの事業における当該会社等の企業グループへの依存度合いは低く、取引条件はグループ外の第三者との取引条件と同様に取引内容や市場実勢等を踏まえて決定しております。

当社は、当該会社等の企業グループとの良好な協力関係を保ちながら、当社独自の経営判断に基づき事業活動を展開しており、制約を受けることはありません。また、役員の兼務状況においても、経営に関する事項については、取締役による監視機能のもと、取締役会において正確な事実認識と合理的な討論を経て、法令・定款等に照らし独自の判断にて意思決定することを基本としております。

以上のとおり、当社は独自に経営・事業活動を行っており、当該会社等からの独立性は確保されているものと認識しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片山 卓朗	弁護士											
高田 明夫	弁護士											
藤枝 政雄	公認会計士											
矢野 一	他の会社の出身者							○	○			
高木 俊幸	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

片山 卓朗		○	——	片山卓朗氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、企業法務の分野を中心に、企業買収、企業再建などに関する相当程度の知見を有し、社外取締役として職務を遂行していただけると判断いたしました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、弁護士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
高田 明夫	○	○	——	高田明夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、企業法務の分野を中心に、法令およびリスク管理などに関する相当程度の知見を有し、社外取締役として職務を遂行していただけると判断いたしました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、弁護士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
藤枝 政雄	○	○	——	藤枝政雄氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を有し、社外取締役として職務を遂行していただけると判断いたしました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。加えて、当社の社外取締役としての地位以外に、公認会計士としての主たる職業を有していることおよびその社会的地位から責任のある行動が期待されることなどから、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。
矢野 一	○			同氏がアライアンス推進部部长として勤務するTCSホールディングス株式会社については、上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「2.資本構成」記載の通り、当社は独自に経営・事業活動を行っており、同社からの独立性は確保されているものと認識しております。 なお、同社と当社の前事業年度の取引額は、業務提携料等合計で、16,152千円であります。 矢野一氏は、取締役として大手損保会社の子会社の経営に関与された経験があることから幅広い知識と見識を有しており、その豊富な経験に基づき、当社経営についての適切なチェックをいただけると判断いたしました。
高木 俊幸	○	○	——	高木俊幸氏は、大手の電機メーカー関連会社の企業経営者として高い見識や豊富な実績と経験などを有していることから、当社グループの経営全般について有効な助言を期待できると判断しました。 同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般の株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有するものと判断し、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、兼務の補助スタッフを1名配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、任命、異動、懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員である取締役3名は、監査等委員として毎月開催される監査等委員会に出席し、監査に関する重要な事項について報告、協議を行っております。

監査等委員である取締役は取締役の業務執行、意思決定及び内部統制システムの整備状況を監査するため取締役会に出席し意見を述べるとともに、監査等委員会監査基準に則り独立性の保持に努めるとともに常に公平不偏の立場を保持し監査を行っております。また、内部監査部門である内部監査室と必要に応じ財務報告に係る内部統制報告制度の内部監査に関し打合わせを行っております。会計監査人とも必要に応じて、会計上及び内部統制に関する打合わせを行い相互に連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

4名

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年6月25日開催の定時株主総会において承認頂き、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

連結役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、有価証券報告書、事業報告において取締役および監査役に支払った総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で決定し、その金額を取締役（監査等委員であるものを除く）については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議で決定しております。また、報酬等は、取締役（監査等委員であるものを除く）につきましては、役位と職務に応じて算定された額と業績評価を加算し、監査等委員である取締役につきましては、監査等委員会の協議による基準で算定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

監査等委員でない社外取締役へのサポートは、管理本部が担当しており、連携を密にして社外取締役の活動が確保できるよう補助いたします。また、当社の監査等委員である取締役は全て社外取締役であります。監査等委員へのサポートは内部監査室が担当しており、取締役の業務執行に対する客観的な監視機能を確保できるようサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名
------------------------------------	-----

その他の事項

なし

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は8名で構成しており、機動的な取締役会になっております。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの実施状況としては、取締役会を毎月1回以上開催し、法令並びに取締役会規定で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。取締役が出席し、活発な議論のもとで意思決定を行っております。

また、会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。顧問弁護士からは、必要に応じて適宜コーポレート・ガバナンス等に関する法的アドバイスを受けております。

リスク管理に関しても、法令順守および高い企業理念に基づく行動のより一層の徹底を図っています。経営トップをはじめとして役員、従業員一人一人が、企業倫理と利益を両立させるという理念を持ち、企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、当社の事業規模を勘案した上で意思決定及び業務執行の効率化・迅速化、また経営を監視・監督する立場から、取締役会において取締役の業務執行を監査する立場の者も意思決定に参画することができる監査等委員会設置会社としております。また、取締役8名中過半数である5名を社外取締役としております。

これにより、多様な立場からの多面的な議論を行うとともに、取締役の業務執行の相互監視と牽制の更なる強化を通じて、透明性のある経営判断が促進されると判断しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期に発送する方針であります。例年株主総会開催日の3週間前を目途としております。 また、早期通知の方針に鑑み、当社ホームページ上に招集通知を公開することといたしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報に「株主総会招集通知」「決算短信」「業績予想の修正」等を掲載しております。 URL: https://www.nc-hd.co.jp/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という。)の取扱は、当社社内規程およびそれに関する規程等管理規程に従い適切に保存および管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ロ. 前項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、検証・見直しの経過について、定期的に取締役会に報告する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。
- ロ. 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ハ. 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ニ. 内部監査室の活動を円滑にするために、リスクマネジメント規程、関連する個別規程(経理規程等)、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ホ. 管理本部は、リスクマネジメント規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。
- ロ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前の議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとるものとする。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

4. 取締役及び使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当取締役を責任役員として、その責任のもと、コンプライアンス規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
- ロ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ハ. 担当役員は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報規程および内部通報相談窓口のさらなる周知徹底を図る。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 内部監査室は取締役会に提出した計画に基づき、子会社および関連会社(以下、子会社等という。)のリスク情報の有無を監査する。
- ロ. 内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告される体制を構築する。
- ハ. 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、子会社等の監査役と十分な情報交換を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等を置くことに関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置することとする。
- ロ. 前項の具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会と事前に協議を行うものとする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。

8. 取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

- イ. 取締役等(監査等委員である取締役を除く。子会社の取締役・監査役を含む。)および使用人(子会社の使用人を含む。)は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- ロ. 前項の報告・情報提供はとして主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築にかかわる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役および内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・監査等委員会から要求された社内稟議書および会議議事録の回付の義務付け
- ハ. 上記報告・情報提供をしたものが当該報告・情報提供を理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

9. その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的なミーティングを開催する。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査スケジュールや往査等に関して、内部監査室および会計監査人と緊密に調整、連携する。監査等委員の監査に要する費用については、支出に合理性がないと、取締役が拒否の判断をした場合を除き、会社所定の手続きを経て、速やかにこの実費相当額を支

払う。また費用の前払いの必要が生じたときは、会社所定の手続きを経て処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令遵守の責任はもとより、社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たすために「企業倫理行動規範」を定めております。その中で、当社は、グループ全体を通して「市民生活の秩序や健全な企業活動を阻む勢力に対し、強い姿勢で臨み、一切の不当、不法な要求には応じない」ことを掲げ、反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で対応いたします。

また、反社会的勢力の対応部署を総務部とし、警察等の外部関連機関を通じて不当要求の適切な対応方法や関連情報の収集といった一連の取組みを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため、安定的かつ持続的成長の実現に努めており、過剰な防衛策の導入は株主利益を損ねる可能性があると考え、現状では防衛策の導入には至っておりません。

しかし、当社株式を大量に取得しようとする者の出現等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、法令・定款で許容される範囲内において適切な措置を講ずることを基本方針といたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

なし